

株主議決権行使ガイドライン（外国株式）

（平成28年4月 1日 制 定）

（平成31年3月31日 改 正）

I 総則

1 目的

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が別に定めたコーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、株主としての連合会の意見が十分反映されるように、連合会が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関（以下「受託者」という。）に提示している「調整積立金に係る運用ガイドライン」に基づき、株主議決権行使ガイドライン（外国株式）（以下「ガイドライン」という。）を定める。

2 運用

連合会の保有する株式は現在委託運用のみであること、また、連合会よりも各受託者の方が個別企業との接触の機会が多く、連合会自らで判断するよりもその企業の状況に即した適切な判断が行われるものと考えられることから、当分の間、具体的な議決権行使の判断は、原則としてこのガイドラインの趣旨に従って各受託者が行うものとする。受託者は、投資先企業に対して一律に権利を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を理解した上で、エンゲージメントの内容などを踏まえ、投資先企業の状況に即した議決権行使を行うものとする。

ただし、受託者が議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合には、受託者において利益相反の発生を回避するための方針を定めるものとする。また、連合会は貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理するものとする。

なお、連合会で統一的に議決権を行使すべき事案と判断する場合には、個別の議決権行使について受託者に具体的な指示・指図を行う。

連合会は、受託者の議決権行使状況等コーポレートガバナンスに関する行動の報告を求め、受託者に対する指示・指図等に反映させるとともに、受託者の評価において考慮するものとする。

連合会は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えてい

ることから、各企業には情報開示及び株主や投資家との対話を積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。また、企業経営の監督、執行に重要な役割を果たす取締役の選任議案においては、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、受託者は、そのために必要な経営を求めていく必要がある。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にその行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであり、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）を行うものとする。

議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、受託者はその実効性を高める取り組みを続ける必要があるため、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCA サイクルを構築・活用し、実効性を高めるものとする。

連合会は、投資先の諸外国及び市場におけるコーポレートガバナンスの制度を尊重するが、ガイドラインでは、投資家としての連合会が求める普遍的な事柄について、議決権行使における考え方を定めるものである。

なお、議決権について、「不行使」は原則として採らないものとするが、議決権を行使することが受託者において運用に制約をもたらすと判断される場合や、議決権行使が実際上難しい場合等については、受託者における「不行使」の判断を必ずしも妨げるものではない。

II 具体的行使基準

1 取締役会の構造及び取締役の選任

取締役会が実効的に監督機能を果たすために、独立性を有する取締役が2人以上選任されていない取締役会における取締役の選任については、独立性を有する取締役を2人以上置くことが相当でないことの十分な説明がない限り、否定的に判断する。取締役会議長とCEOの職務分離については、肯定的に判断する。

取締役の選任については、指名委員会等の客観的かつ透明性のある過程を経ることが望まれる。また、候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。独立性を有する取締役の候補者については、企業との関係で独立した立

場からの判断を行うことができるか検討し、不適切と判断される場合には反対する。

2 役員報酬等

役員報酬等については、役員が企業の利益の最大化及び長期的な株主価値の向上を図るインセンティブとして有効に機能するという観点から、企業の中長期の業績に連動する仕組みであることを肯定的に判断する。その水準については、企業の利益とのバランスで妥当か、他社比較において合理性を持つかなどを基に判断する。

3 資本政策

配当、財務戦略、組織再編等を含む資本政策については、長期的な株主価値の向上又は毀損防止の観点から議案を精査し、個別に判断する。

4 定款変更

定款変更については、株主の権利を必要以上に制約するものであるか、また長期的な株主価値の向上又は毀損防止の観点から個別に判断する。

5 株主提案

株主提案については、長期的な株主価値の向上の観点から個別に判断する。

6 反社会的行為

反社会的行為については、法令違反、公序良俗に反する行為等により社会的信用を失墜した場合、取締役の選任議案等について原則として反対する。

7 敵対的買収防衛策

敵対的買収防衛策については、長期的な株主価値の向上の観点から、次の基本理念に基づく十分な説明がない限り否定的に判断する。

- ・ 長期的な株主価値の向上を最大限に尊重した経営判断であること。
- ・ 企業の長期安定的な収益に資するものであること。

8 その他

連合会は、別途、具体的な判断基準を定めることができる。

附 則

このガイドラインは、平成 28 年 7 月 1 日以降に株主総会を行う外国企業の株式に係る議決権の行使について適用するものとする。